

平成30年度
有機溶剤取扱業務安全衛生教育
(業務従事者教育) 開催のご案内

(一社) 小松労働基準協会
(石川労働局長登録教習機関)

有機溶剤は、「塗装・接着・洗浄・印刷」等々用途が幅広く、多くの事業所で使用されています。有機溶剤には揮発性があり、高濃度の蒸気を吸入すると取り扱う労働者が急性中毒にかかる等、労働者の健康障害を及ぼすことがあります。

有機溶剤中毒予防規則などに定められている事項を遵守し、その特性及び毒性を認識し、予防対策を正しく理解し、作業することが重要です。

労働安全衛生法第60条の二では、事業者は危険又は有害な業務に就いている者に対し、安全衛生教育を実施するよう義務づけています。

当協会では、今般、事業者に代わって労働安全衛生法の特別教育に準じた教育(基発第377号通達)として、有機溶剤業務に従事する労働者に対する安全衛生教育(修了証交付)を下記により開催することにしましたので、該当者の受講方ご配慮下さいますようご案内申し上げます。

【根拠法令】労働安全衛生法第60条の二(危険有害業務従事者への安全衛生教育の実施)
(有機溶剤業務従事者に対する教育(昭和59年6月29日基発第337号通達))

日時・会場

(講習日程は、都合により変更する場合があります)

日程(1日間)	時間	会場
6月20日(水)	午前9時~午後3時30分	小松鉄工機器協同組合会館 小松市光町25 TEL (0761) 22-4232

定員

50名 (定員になり次第締め切らせていただきます。)

受講料

会員 7,668円(本体価格 7,100円+消費税8%)
非会員 9,828円(本体価格 9,100円+消費税8%)

※受講料には、講習代・テキスト代・教材費が含まれます。

会員には、石川県内の労働基準協会(金沢・七尾・加賀・奥能登等)会員も含まれます。
テキスト改定があった場合、受講料を改定することがありますので、ご了承ください。

講習科目

(学科)

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 有機溶剤による疾病及び健康管理 | 1時間 |
| ② 作業環境管理 | 2時間 |
| ③ 保護具の使用方法 | 1時間 |
| ④ 関係法令 | 1時間 |

対象業務

有機溶剤含有物を用いて行う、塗装・接着・洗浄・印刷等の作業で有機溶剤中毒にかかる恐れのある業務

受講資格

満18歳以上の方

申込方法

- ①共通受講申込書に必要事項を記入のうえ、FAX・郵送・協会持参のいずれかの方法でお申し込み下さい。
- ②受講料は **2週間前までに** 銀行振込か現金書留にて入金して下さい。
- ③受講票は講習開催日の10日程前に郵送いたします。

(一社) 小松労働基準協会

〒923-0804 小松市光町25

TEL (0761) 22-4232、FAX (0761) 22-4236

受講料銀行振込み先

北國銀行小松東支店 普通預金 34700

口座名：(社)小松労働基準協会

(振込手数料は申し込み者側にてご負担下さい)

【注】 受講者の変更または受講取り消しの場合は、できるだけ早くご連絡ください。
取り消しの場合は、下記の取り消し料金を申し受けます。

- ・講習日から2日以内の連絡 受講料の30%
 - ・講習日前日、講習日当日の連絡 受講料の50%
- (上記の日数には、土、日は除きます)

受付期間

開催日の14日前まで (なるべくお早めにお申し込みください)

その他留意事項

- (1) 本講習会には修了証を交付しますので、受領の印をお持ち下さい。
- (2) 受付は、午前8時45分から始めます。
- (3) テキストは、受付の際お渡しします。
- (4) 筆記用具を持参して下さい。
- (5) 昼食は、お弁当持参か近くの食堂でお取り下さい。

※ 申込み状況等 講習最新情報 は下記ホームページでお知らせしております。
アドレス <http://komarouki.web.fc2.com/> 「こまろうき」でも検索可能